

令和5年度指定管理者に対する労働条件審査の結果について

1 目的

指定管理者の下で働く従業員等の労働条件が、市民サービスの向上に向けて安定的・継続的に業務に従事でき、公の施設の管理・運営業務に責任の担える状況にあるかどうかを確認するため、「指定管理者制度導入施設モニタリング指針」に基づき、指定管理期間の2年目（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に労働条件審査を実施しました。

なお、本審査における指摘事項については、指定管理者に対して、適正な労働環境となるよう改善を求め、その後の状況を確認しています。

2 審査対象施設等

施設名	構成企業名
クアーズテック秦野カルチャーホール（秦野市文化会館）	株式会社タウンニュース社
	株式会社日動計画
	株式会社サウンドダック

3 主な審査内容

神奈川県社会保険労務士会に委託し、以下の審査を行いました。

(1) 書類審査

指定管理者から提出された書類等で、次の視点に基づき点検しました。

ア 就業規則の絶対的記載事項が法令に即した内容になっているか、また、届出が適正に行われているか。法定基準に準拠、または、それを上回る労働条件が設定されているか。

イ 時間外労働・休日労働に関する協定届（以下「36協定届」という。）が法令に即した内容になっているか、また、届出が適正に行われているか。

ウ 労働条件通知書（または雇用契約書）・賃金台帳・出勤簿（またはタイムカード）・労働者名簿の記載項目及び内容が、

法令に即した内容になっているか。

エ 賃金控除協定の締結は行われているか。

オ 個別の契約条件と就業規則に整合性があるか。

カ 雇用保険・社会保険の加入状況及び手続の時期が適正か、また、社会保険標準報酬に誤りがないか。

(2) 訪問調査

指定事業所を訪問し、書類審査における疑義とその他の事項についての適法性を確認しました。

(3) ヒアリング調査

従業員に対して、職場環境や労働条件についての満足度調査を行いました。

4 労働条件審査結果の概要

構成企業名 (指定管理者名)	主な指摘事項	改善内容
株式会社タウンニュース社（みんなの文化会館はだのパートナーズ）	<ul style="list-style-type: none">・パートタイマーの時間外労働発生時の割増賃金の算定を見直すこと。・賃金台帳の各種手当は項目を分けて記載することが望ましい。・衛生推進者の選任を行うことが望ましい。	<ul style="list-style-type: none">・時間や金額の多寡にかかわらず、労働者保護の観点より適切な対応を図った。・記載方法を改める。・衛生推進者を選任した。
株式会社日動計画 (みんなの文化会館はだのパートナーズ)	<ul style="list-style-type: none">・賃金計算の際に1円未満の端数処理が誤っている場合があり、対応すること。	<ul style="list-style-type: none">・端数処理を見直し訂正した。不足額は令和5年12月給与で支給した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 36 協定の業務種類に対象職種の一部が含まれていないため、改善が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 6 年 3 月の更新時、一部の職種も含めて 36 協定を結んだ。
株式会社サウンドダック (みんなの文化会館はだのパートナーズ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働条件通知書に休暇や退職等に関する事項の記載がないため、項目を追加すること。 ・ 通常の勤務日の休憩時間は確保されているが、イベントがある日は十分に取得できない日もあり、改善が望ましい。 ・ 年次有給休暇チェックリストに取得日の記載がないため、記録が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働条件通知書に不足事項を記載し、必要があれば口頭で社員に伝える。 ・ スタッフ増員等をイベント主催者と打合せ、全スタッフの休憩時間の確保に努める。 ・ 年次有給休暇管理簿に管理欄を設け、一覧で分かるよう改善した。

5 総括

審査の結果、全ての指定管理者において軽微な改善事項が散見されたものの、著しい労働関係法令の違反は見受けられず、おおむね適正な管理がなされており、良好な労働環境であることが推察されます。

なお、指摘事項については、全て改善予定または改善済みであることを確認しています。